



知っておきたい! 健保のコト

VOL.43

短時間労働者の被用者保険の適用拡大

10月からパートなど短時間労働者の適用が拡大され、勤務時間・勤務日数が正社員の4分の3未満であっても、常時100人超の事業所で、継続して2カ月を超えて使用される方は、被用者保険(厚生年金、健康保険)に加入することになりました。

これは、短時間労働者の将来の年金等の保障を厚くする観点から2016年10月からスタートしたものです。当初は、①常時500人超の事業所②1週間の所定労働時間が20時間以上③賃金が月額8.8万円以上④継続して1年以上使用される見込み⑤学生でないこと一が条件でしたが、今回①と④が緩和されました。

パートなどの方の中には夫や妻の被扶養者にとどまり、月収入が減ることを避けるため、労働時間・日数を正社員の4分の3未満にするか、年収を106万円(月収8.8万円)未満に抑えるよう調整をしていたケースもあります。しかし、働き方が多様化し、将来の年金額や健康保険による手厚い保障を考える方も増えてきています。

今回の適用拡大により、労働者でありながら国民年金、国保の加入者となっている人が、厚生年金に加入することにより将来の年金が増額されることや、健康保険の加入により傷病手当金や出産手当金の支給などが受けられます。また、保険料についても、原則労使折半の負担で済むことになります。

なお、適用拡大については、24年10月より前述①の要件が常時50人超とさらに拡大される予定です。

★ Special Issue

全世代型社会保障制度の議論始まる

年末までが見直し議論の山場

10月から、食料品や日用品の相次ぐ値上げラッシュに、財布のひもを固くする人も多いのではないのでしょうか。長引くコロナ禍とロシアによるウクライナ侵攻が世界経済にもたらす影響の大きさを見せつけられた気がします。

一方、同月から現役並み所得者を除く75歳以上の一定以上の所得がある人の医療機関の窓口負担が従来の1割から2割に引き上げられ、また、パートなど短時間労働者の被用者保険への適用拡大(「知っておきたい! 健保のコト」参照)など、医療や年金の制度改革が行われました。

その背景を象徴する統計データも立て続けに公表されました。9月16日の「2021(令和3)年度医療費の動向」では、医療保険などの概算医療費が前年度比4.6%増の44.2兆円と、新型コロナウイルスの影響による患者の受診控えで同3.1%減少した20年度の概算医療費の反動などで、過去最大の増加率額となったことが明らかに。同日は、21年度の人口動態統計の

確定数も公表され、女性が生涯に産む子どもの平均数を示す合計特殊出生率が前年から0.03ポイント減の1.30で6年連続の低下と、確実に少子化が進んでいることが浮き彫りになりました。一方、総務省が18日に公表した65歳以上の高齢者数は3627万人と過去最多で、総人口の29.1%を占め、国際比較でもわが国が最も高い比率であることが分かりました。

こうした状況を踏まえ、政府の「全世代型社会保障構築会議」は9月から本格的に議論を開始しました。既に2回の会合を経て今後、「子ども・子育て支援の充実」「医療・介護制度の改革」「働き方に中立な社会保障制度等の構築」の3テーマを中心に議論を重ね、年末に向けて報告を得る方針です。関連する他の審議会などでも本格的な議論が始まっています。議論の結果に基づき24年に予定されている法律改正のスケジュールなどを考慮すると、まさに年末までが制度見直し議論の山場といえます。